

# 第1章 災害警戒期の活動

本章では、風水害等が発生するおそれがあるときの気象予警報等の伝達、活動組織の設置計画及び動員配備計画について定めるとともに、水防計画、避難計画等の各種計画について定める。

所	管	各対策部
---	---	------

## 第1節 災害応急活動体制

町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び関係機関は迅速かつ的確に応急対策を図るため、災害の状況に応じた活動組織を設置する。

### 第1 組織体制の概要

町は、災害の規模及び状況に応じ、次の配備体制による活動組織を設置する。  
なお、各配備体制における職員の動員は、年度当初にあらかじめ各課で定めておく。

[配備基準等]

災害レベル	配備体制	配備基準	参集体制
レベル1	注意配備	・越前町に注意報が発表され、防災安全課長が必要と認めた場合	・防災安全課職員
レベル2	警戒配備	・越前町に警報が発表された場合 ・小規模の災害が発生した場合 ・災害の発生するおそれがある場合	・防災安全課、総務課、都市整備課、農林水産課のあらかじめ指定された職員
レベル3	災害対策連絡室	・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他町長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合	・副町長 ・教育長 ・各理事等 ・各課（室）長 ・防災安全課全員 ・関係課のあらかじめ指定された職員
レベル4	災害対策本部	・福井県に特別警報が発表された場合 ・大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・町長 ・副町長 ・教育長 ・各理事等 ・全職員

### 第2 注意配備体制（災害レベル1）

#### 1 配備及び解除基準

防災安全課長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、注意配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

##### (1) 配備基準

○ 越前町に注意報が発表され、防災安全課長が必要と認めた場合

(2) 解除基準

- 注意報が解除された場合
- 警戒配備体制への移行が決定された場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、注意配備体制において対応する防災安全課員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した防災安全課員は、情報の収集連絡を行う。

### 第3 警戒配備体制（災害レベル2）

1 配備及び解除基準

防災安全課長は、総務理事及びその他災害に関係ある課の長と協議の上、警戒配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

(1) 配備基準

- 越前町に警報が発表された場合
- 小規模の災害が発生した場合
- 災害の発生するおそれがある場合

(2) 解除基準

- 警報が解除された場合
- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれがなくなった場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、総務理事及びその他災害に関係ある課の長と協議の上、防災安全課、総務課、都市整備課、農林水産課から、警戒配備体制において参集する所属職員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した職員は、被害情報、災害応急対策に関する情報等の収集連絡を行う。

### 第4 災害対策連絡室（災害レベル3）

1 設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策連絡室を設置又は廃止する。

(1) 設置基準

- 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- その他町長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合

(2) 廃止基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれがなくなった場合
- 災害対策本部の設置が決定された場合

2 設置場所

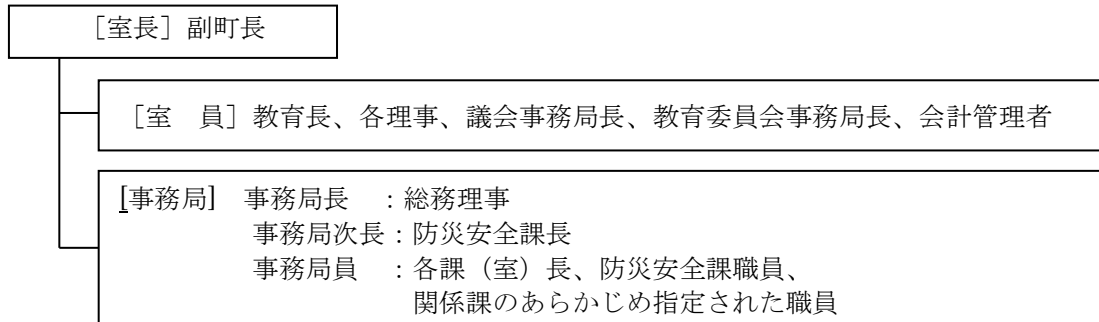
災害対策連絡室は、越前町役場内に設置する。

### 3 組織体制及び所掌事務

#### (1) 組織体制

災害対策連絡室の組織の概要は次に示すとおりである。

[災害対策連絡室の組織の概要]



##### ① 災害対策連絡室長

災害対策連絡室の室長は、副町長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

##### ② 災害対策連絡室員

災害対策連絡室員は、教育長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。

##### ③ 事務局

災害対策連絡室に総務理事を長とする事務局を置き、各課(室)長、防災安全課職員及び関係課のあらかじめ指定された職員をもって構成する。なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

#### (2) 所掌事務

災害対策連絡室の主な所掌事務は以下に示すとおりである。また、この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、災害対策本部に準じるものとする。

- 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集・分析に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 災害対策本部設置の検討に関すること。

### 4 職員の指定

総務理事、防災安全課長及びその他災害に関係ある課の長は、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。

### 5 災害対策連絡室会議

室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、室長、災害対策連絡室員及び事務局で構成する災害対策連絡室会議を招集する。

災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- 町の被害状況及び災害応急対策実施状況
- 関係課の災害応急対策等の実施に関する事項
- 関係課相互の調整に関する事項
- 関係機関との連携推進に関する事項
- 県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- その他情報の収集連絡等に関する事項

## 第5 災害対策本部（災害レベル4）

### 1 災害対策本部の設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置又は廃止する。

#### （1）設置基準

- 福井県に特別警報が発表された場合
- 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（火災、爆発、その他重大な人為的被害が発生した場合も含む。）
- その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

#### （2）廃止基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれがなくなった場合

### 2 設置場所及び標識の掲示

災害対策本部は、原則として越前町役場内に設置する。ただし、役場内に設置することが不可能な場合、宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターの中から選定して設置する。

また、本部を設置したときは、本部の標識を正面玄関に掲示する。

### 3 関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置若しくは廃止した場合、直ちに県（危機管理課）及び関係機関にその旨の通知又は報告を行う。

### 4 組織体制及び事務分掌

#### （1）組織編成及び運営

災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

[越前町災害対策本部組織体制]

越前町災害対策本部会議	本部長	町長	総務対策部	総合対策班	防災安全課			
	副本部長 (報道主管者)	副町長		総務課				
	参与	教育長		DX推進室				
	本部員	鯖江・丹生消防本部消防長		監理課				
		総務理事		地域対策班 ※	宮崎住民サービス室			
		民生理事		越前住民サービス室				
		産業理事		織田住民サービス室				
		建設理事		企画広報班	財政課			
		議会事務局長		企画振興課				
		教育委員会事務局長		ふるさと納税室				
会計管理者	議会事務局							
本部付	越前消防団長	消防班	越前消防団	民生対策部	支援班	税務課		
					会計課			
	事務局	事務局長	総務理事		救助衛生班	子ども未来課		
		事務局次長	防災安全課長		住民環境課			
		事務局員	総合対策班による		障がい生活課			
		本部連絡員	各部長の指名する者		介護福祉課			
	現地災害対策本部 (必要に応じて設置)					産業対策部	医療保健班	健康保険課
							地域包括支援センター	
							子育て世代包括支援センター	
							織田病院	
建設対策部				建設班	農林水産課			
					商工観光課			
					水道班	都市整備課		
教育対策部				教育班	定住促進課			
					上下水道課			
					学校教育課			
					国際交流室			
					生涯学習課			
					スポーツ振興課			

※地域対策班は宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターに置く。

- ① 本部長  
災害対策本部の本部長は町長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長  
災害対策本部副本部長は副町長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 参与  
災害対策本部参与は教育長をもって充て、災害対策本部長並びに災害対策副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ④ 本部員  
災害対策本部員には、鯖江・丹生消防本部消防長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。
- ⑤ 本部付  
災害対策本部付には、越前消防団長をもって充てる。
- ⑥ 報道主管者

災害対策本部には、災害対策本部の広報を統括するため、報道主管者を置き、副本部長をもって充てる。

⑦ 事務局

災害対策本部に、総務理事を長とする事務局を置き、総合対策班がその運営を担当する。また、事務局は、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営等の庶務を行う。

なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

⑧ 本部連絡員

災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、各部において本部連絡員を2名指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たる。

⑨ 各部・各班

災害対策本部に次の部を置き、部の長は次表に掲げる者をもって充てる。また、各部に「越前町災害対策本部組織体制」に掲げる班を設置する。

[災害対策本部設置時の各部の長]

災害対策本部設置時の部名	役職名
総務対策部	総務理事
民生対策部	民生理事
産業対策部	産業理事
建設対策部	建設理事
教育対策部	教育委員会事務局長

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は次に示すとおりである。

[越前町災害本部 事務分掌]

越前町災害対策本部 事務分掌

[本部長] 町長 [本部員] 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長  
 [副本部長] 副町長 総務理事、民生理事、産業理事、建設理事、  
 [参 与] 教育長 議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者  
 [本部付] 越前消防団長

(※◎は、原則として課長の職にある者を班長とする。)

班 名	課 名	事 務 分 担
総合対策班	◎防災安全課 総務課 DX推進室 監理課	1.災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2.本部事務局の運営及び本部会議の庶務に関すること。 3.職員の動員配備及び連絡調整に関すること。 4.気象予警報、地震情報等の収集・伝達に関すること。 5.防災行政無線等の通信設備の確保に関すること。 6.関係機関との連絡調整に関すること。 7.被害情報の総括並びに報告に関すること。 8.避難指示等の発令に関すること。 9.警戒区域の設定に関すること。 10.避難所の開設及び収容、閉鎖の決定に関すること。 11.国、県等への報告（要請）及び調整に関すること。 12.自衛隊その他の派遣要請及び受入れに関すること。 13.交通情報の収集及び道路交通規制に関すること。 14.緊急通行車両に関すること。 15.本部車両の確保、配車及び管理に関すること。 16.町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 17.災害救助法の適用に関すること。 18.水防資機材の調達、点検及び水防活動に関すること。 19.放射性物質による災害の連絡調整に関すること。 20.災害対策用物資の備蓄に関すること。
地域対策班	◎宮崎住民サービス室 ◎越前住民サービス室 ◎織田住民サービス室	1.被害状況及び応急対策実施状況その他の情報収集に関すること。 2.応急物資の調達供給に関すること。 3.本部への報告及び連絡調整に関すること。 4.衣料品等生活必需品の調達供給に関すること。 5.要配慮者等の安全確保の連絡調整に関すること。 6.避難所の開設準備・開設及び運営の協力に関すること。 7.孤立集落の応急対策に関すること。 8.救援物資の受入れ及び輸送に関すること。
企画広報班	◎財政課 企画振興課 ふるさと納税室 議会事務局	1.町民に対する広報に関すること。 2.報道機関との連絡調整に関すること。 3.災害記録及び災害広報資料の収集・整理並びに提供に関すること。 4.町議会議員との連絡調整に関すること。 5.調査団、視察団等の受入れに関すること。 6.国、県等に対する資料の取りまとめに関すること。 7.災害関係費の予算措置に関すること。

支援班	◎税務課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.家屋及び設備等の被害調査に関する事。</li> <li>2.災害関係資金の支出及び審査に関する事。</li> <li>3.災害見舞金、弔慰金等の支給に関する事。</li> <li>4.義援金の受入れ及び配分に関する事。</li> <li>5.災害時の町税措置に関する事。</li> <li>6.り災証明の発行に関する事。</li> <li>7.避難所の開設準備・開設、運営の協力に関する事。</li> </ol>
救助衛生班	◎障がい生活課 住民環境課 子ども未来課 介護福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2.要配慮者の対策に関する事。</li> <li>3.児童の避難及び安全確保に関する事。</li> <li>4.保育所閉鎖等の措置に関する事。</li> <li>5.行方不明者の捜索要請に関する事。</li> <li>6.死体の収容及び埋火葬に関する事。</li> <li>7.避難所の開設、閉鎖の協力に関する事。</li> <li>8.食料品の調達、輸送に関する事。</li> <li>9.生活必需品の調達、輸送に関する事。</li> <li>10.日本赤十字社・関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>11.生活必需品の配分に関する事。</li> <li>12.ボランティアの受入れ及び活動支援に関する事。</li> <li>13.り災台帳の作成に関する事。</li> <li>14.被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関する事。</li> <li>15.被害世帯に対する生活保護及び生活福祉資金の貸与に関する事。</li> <li>16.災害廃棄物の処理計画に関する事。</li> <li>17.動物（ペット）保護に関する事。</li> </ol>
医療保健班	◎健康保健課 地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター 織田病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2.医療機関の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3.医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。</li> <li>4.医療関係機関との相互応援要請、協力に関する事。</li> <li>5.医薬品等の調達、供給に関する事。</li> <li>6.救護班の編成、配置並びに連絡調整に関する事。</li> <li>7.救護所の設置、運営に関する事。</li> <li>8.感染症の予防その他防疫に関する事。</li> <li>9.防疫活動資機材の調達・指導に関する事。</li> <li>10.被災者の応急医療と巡回診療の実施に関する事</li> <li>11.健康調査・相談に関する事</li> </ol>



産業対策班	◎農林水産課 商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.観光客及び帰宅困難者の避難、誘導に関する事。</li> <li>2.農地、農業用施設、治山及び林道の被害調査並びに応急対策に関する事。</li> <li>3.家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4.漁船、漁具の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>5.漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>6.観光商工施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>7.県及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>8.緊急物資輸送船舶の借上と応急輸送に関する事。</li> <li>9.海難活動の応急対策に関する事。</li> <li>10.油類、流木等流出に係る応急対策に関する事。</li> <li>11.被災農作物の応急技術対策に関する事。</li> <li>12.家畜の感染症予防及び防疫に関する事。</li> <li>13.家畜の飼料等調達供給に関する事。</li> </ol>
建設班	◎都市整備課 定住促進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.道路、橋梁等の公共土木施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2.県及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3.危険地区等における防災パトロール及び応急対策に関する事。</li> <li>4.土木建設関係車両及び土木建築資機材等の調達に関する事。</li> <li>5.公共土木施設の応急対策に係る人員の要請、受入れ及び配置に関する事。</li> <li>6.障害物の除去及びがれき処理に関する事。</li> <li>7.被災建築物の応急対策に関する事。</li> <li>8.応急危険度判定等の受入れ及び協力に関する事。</li> <li>9.応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関する事。</li> <li>10.道路除雪対策に関する事。</li> </ol>
水道班	◎上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2.災害時における応急給水に関する事。</li> <li>3.水質の管理及び飲料水の確保に関する事。</li> <li>4.し尿処理及び仮設トイレの設置に関する事。</li> <li>5.断水等の広報活動に関する事。</li> <li>6.応急給水・排水用資材及び人員の調達・確保に関する事。</li> <li>7.関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
教育班	◎学校教育課 国際交流室 生涯学習課 スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2.児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関する事。</li> <li>3.避難所の開設、管理、運営に関する事。</li> <li>4.食料の炊き出し及び配給に関する事。</li> <li>5.災害時の臨時休校、応急教育に関する事。</li> <li>6.災害時の学校給食並びに児童、生徒の健康管理に関する事。</li> <li>7.被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事。</li> <li>8.文化財の被害調査及び応急保護、復旧対策に関する事。</li> <li>9.関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
(消防班)	(越前消防団)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.避難伝達・誘導に関する事。</li> <li>2.人命救助に関する事。</li> <li>3.行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>4.その他消防活動及び消防本部、各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>

## 5 職員の指定

災害対策本部を構成する全ての職員をもって災害応急対策に当たる。

## 6 本部会議

災害対策本部は、必要に応じ、本部長、副本部長、参与及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の重要かつ緊急な防災措置に関する協議・決定を行う。ただし、極めて緊急を要し、かつ本部会議を開催するいとまがないとき、本部長、副本部長、参与及び一部の本部員との協議をもってこれに代える。また、本部長は、防災措置に関する連携を図るため、必要と認める場合には、県及び関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。

- 災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。
- 職員の動員配備体制に関すること。
- 各班の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 他市町への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。

## 7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況に応じて、現地災害対策本部を設置する。

## (1) 設置基準

- 災害応急対策を局地的又は特定地域で重点的に行う必要がある場合
- その他、本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

## (2) 廃止基準

- 当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
- その他、本部長が廃止を決定した場合

## (3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

## (4) 組織

現地災害対策本部は、その活動内容に応じて必要な人員を確保し、弾力的に組織を構成する。

なお、現地災害対策本部長には、副本部長、参与、本部員及びその他の職員の中から1名を本部長が任命する。

## (5) 所掌事務

所掌事務は本部長の指示によるが、概ね次の内容とする。

- 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 区長等、当該地区の関係者との連絡調整に関すること。
- 避難所の開設及び連絡調整に関すること。
- 被害状況等の情報収集に関すること。
- 本計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
- その他、現地対策本部の運営に関すること。

## 第6 動員配備体制

## 1 配備体制の決定

配備体制の決定は、上記第1に示す配備基準に基づき、町長の指示により総務理事が決定する。

2 権限委譲

町長が不在又は職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

3 伝達方法

(1) 勤務時間中における伝達

庁内放送や電話、職員災害メール等により連絡する。

(2) 勤務時間外又は休日等における伝達

あらかじめ定めた緊急連絡網により伝達する。

4 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- 配備体制
- 参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
- 装備等
- 参集途上情報報告書の作成
- その他必要と認める事項

5 配備の伝達及び参集

(1) 注意配備（レベル1）

① 勤務時間中における伝達

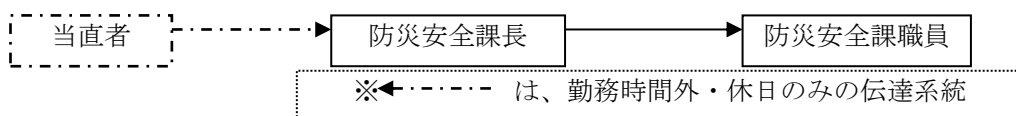
防災安全課長は、災害の発生又は発生するおそれを覚知した場合、参集すべき防災安全課員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、参集すべき防災安全課職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課員は、防災安全課に参集する。

(2) 警戒配備（レベル2）

① 勤務時間中における伝達

ア 防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、総務理事を通じ町長、副町長及び教育長に報告する。

イ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

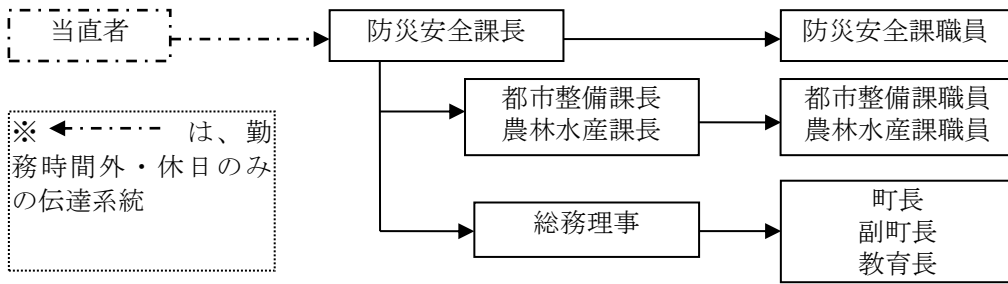
② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、町長、副町長、及び教育長に報告する。

ウ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課職員並びに都市整備課及び農林水産課の職員は、防災安全課に参集する。

(3) 災害対策連絡室（レベル3）

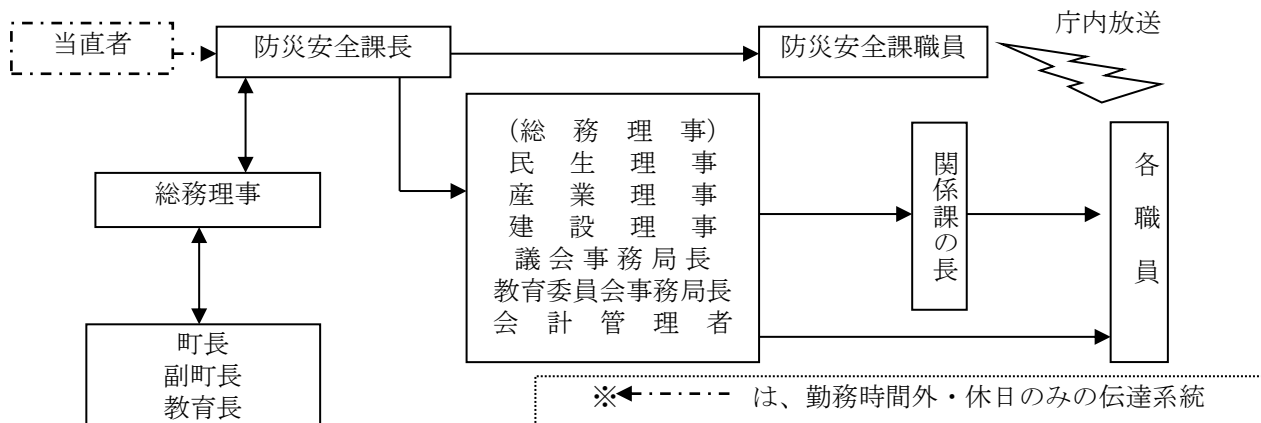
① 勤務時間中における伝達

- ア 副町長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、総務理事を通じ、防災安全課長に伝達する。
- イ 防災安全課長は、電話等により各理事及び防災安全課職員に伝達する。
- ウ あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。
- エ 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- オ 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

- ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
- イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長へ状況を伝達する。
- ウ 副町長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、総務理事を通じて防災安全課長へ連絡する。
- エ 防災安全課長は、各理事及び防災安全課職員に伝達する。
- オ 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- カ 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

災害対策連絡室設置の伝達を受けた職員は、直ちに災害対策連絡室の設置場所に参集する。

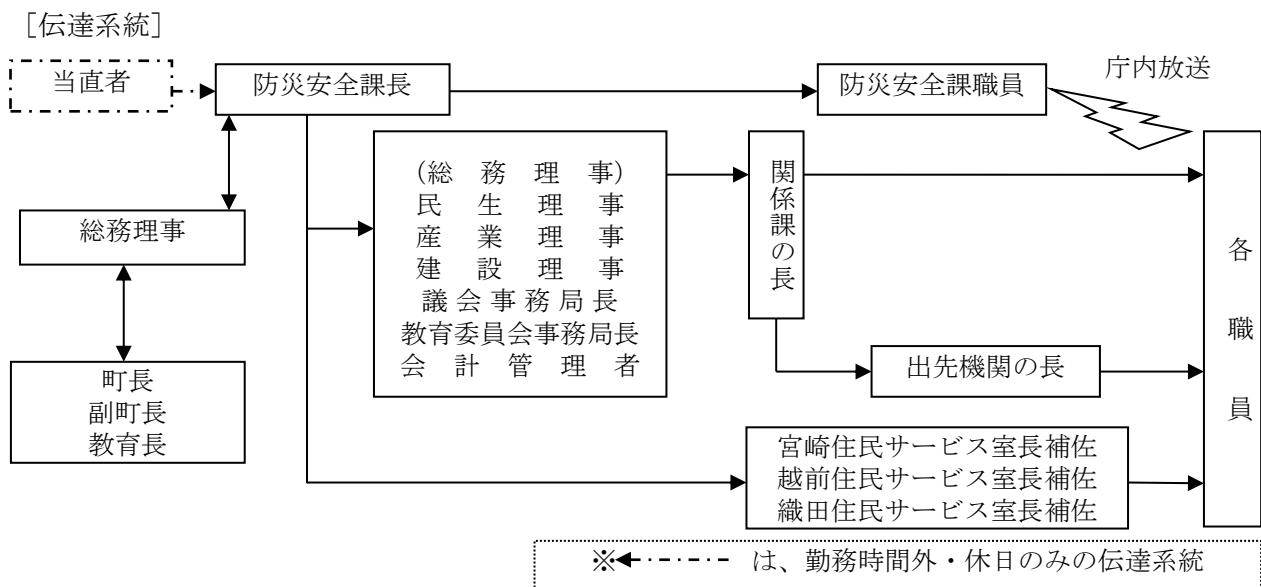
(4) 災害対策本部（レベル4以上）

① 勤務時間中における伝達

- ア 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長に伝達する。
- イ 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- ウ あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。
- エ 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- オ 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

- ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
- イ 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長へ状況を伝達する。
- ウ 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長に伝達する。
- エ 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- オ 各理事は、関係課の長に伝達する。
- カ 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。



③ 参集場所

災害対策本部設置の伝達を受けた本部員及び事務局員は、直ちに災害対策本部に参集し、その他の職員については、各所属に参集する。

(5) 自主参集

職員は、大規模若しくは広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、配備の伝達前であっても直ちに参集する。

(6) 参集状況等の報告

災害対策本部の各部長は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、事務局へ報告する。

各職員は、参集途中で周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で町民の救出を優先し、救出の状況等について各所属や参集場所に連絡するよう努める。

## (7) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、災害発生直後の動員対象から除外する。ただし、該当する職員は可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。また、参集を妨げる事態が収束できた場合、直ちに参集する。

- 公務のため管外出張中の場合
- 職員自身が災害発生時に療養中、又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼等の場合
- その他の事情により、特に所属長がやむを得ないと認めた場合

## 6 職員の活動環境及び福利厚生

大規模な災害時においては、状況に応じて24時間体制による災害応急活動を展開する場合も生じるため、交代制の実施や健康管理等、職員の活動環境及び福利厚生の充実に努める。

**第7 複合災害発生時の体制**

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

所 管	総務対策部，関係機関
-----	------------

## 第2節 通信計画

町及び関係機関の通信について、その方法及び系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施する。

### 第1 通信手段の確保

#### 1 通信手段

災害時における通信連絡は、概ね次に掲げる方法により、単独又はこれらを組み合わせて弾力的な運用を図る。

[通信手段]

無線通信	① 県防災行政無線 ② 町防災行政無線（同報系） ③ 携帯電話・衛星携帯電話 ④ 緊急警報放送受信機 ⑤ 関係機関の無線設備 ⑥ アマチュア無線
有線通信	① 有線電話（災害時優先電話、非常・緊急扱い電報を含む。） ② C A T V ③ インターネット（県の災害情報インターネットシステムを含む。）
その他	① 放送局への要請 ② 連絡員（伝令）

#### 2 災害発生後の機能確認と応急復旧

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧に当たるとともに、携帯電話や衛星携帯電話等の代替通信手段を確保する。

### 第2 災害時の通信連絡

町、県及び関係機関が行う災害に関する予報・警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信又は衛星携帯電話により速やかに行う。

#### 1 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

#### 2 町防災行政無線の運用

##### (1) 町民への広報及び伝達

災害発生後の災害情報及び生活支援情報等は、原則として町防災行政無線同報系によって行う。

##### (2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集・伝達、応急対策等に関する連絡等は、原則として町防災行政無線移動系によって行う。

#### 3 C A T Vの活用

町民への広報等には、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、C A T Vの活用を検討する。

#### 4 県防災行政無線の活用

県及び関係機関との連絡等は、県防災行政無線を活用する。

#### 5 衛星携帯電話

既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線が被災した場合、衛星携帯電話を使用し、県及び関係機関との連絡を行う。

6 電気通信設備の優先利用

(1) 災害時優先電話の利用

町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話として利用する。この災害時優先電話を使用しての通話は、発信に限り、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 電報の優先利用

町は、緊急の度合いに応じ、非常扱い電報及び緊急扱い電報を利用する。これらの電報は、115番通話により行い、非常扱い電報又は緊急扱い電報である旨を申し出る。

① 非常扱いの電報

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
イ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
ウ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
エ その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
オ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
カ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
キ 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
ク 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの電報

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
イ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(ア) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（上記①の表中ク欄に掲げるものを除く。） (イ) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(ア)の機関との間
ウ 治安の維持のため緊急を要する事項	(ア) 警察機関相互間 (イ) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
エ 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会	選挙管理機関相互間



の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	
オ 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
カ 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定める病院相互間
キ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(ア) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (イ) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (ウ) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (エ) 国又は地方公共団体の機関（上記①の表及びこの表のア欄からこの欄のウ)までに掲げるものを除く。）相互間

7 非常無線通信の利用

町は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条並びに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図る。この場合において、無線局及びその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期す。

(1) 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- 人命の救助に関するもの
- 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 遭難者救護に関するもの
- 非常事態発生の場合における列車運転及び鉄道輸送に関するもの
- 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質、の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

(2) 非常通報の発信

非常通報は、法令上許される範囲内において、防災関係機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受する。

(3) 非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（カタカナ）又は文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼する。

8 通信施設所有者等の相互協力

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になったとき、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に基づき、次に掲げる者が設置する有線電気通信設備を使用し、通信連絡手段を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行う。

① 警察事務を行う者	⑤ 海上保安事務を行う者	⑨ 電気業務を行う者
② 消防事務を行う者	⑥ 気象業務を行う者	⑩ 自衛隊
③ 水防事務を行う者	⑦ 鉄道業務を行う者	
④ 航空保安事務を行う者	⑧ 軌道業務を行う者	

### 9 アマチュア無線の利用

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になった場合、アマチュア無線開設者に対し、その利用を要請する。

### 10 放送の要請

町長は、災害に関する伝達、通知又は警告について、放送法（平成25年法律第132号）第2条第20号に規定する放送局に対して放送の要請を行うときは、原則として県を通して行う。

なお、災害対策基本法第57条による放送の要請を行う場合は、あらかじめ定めた手続きにより行うが、この場合、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用することができる。

## 第3 その他の通信連絡手段

- 1 町は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- 2 町は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請するものとする。
- 3 あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。
- 4 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話(株)が決定し、内容はテレビ・ラジオ及びインターネット等で広報され、次の状況にある場合の利用に適する。

- |                           |
|---------------------------|
| ○ 避難等により電話に応答できない人への連絡    |
| ○ 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡 |
| ○ 呼出しても応答のない電話の場合         |

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は1伝言当たり30秒以内、伝言保存期間は提供終了までとなっており、災害の状況により異なる。また、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人聞くことができるため、聞かれないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておくものとなっている。

所 管	総務対策部，関係機関
-----	------------

## 第3節 気象予警報等の収集・伝達

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の異常気象又は大規模災害等による被害を防止し、又はその被害の軽減を図るため、気象予警報等の発表を迅速かつ的確に伝達する。

### 第1 福井地方気象台の行う特別警報・警報・注意報等の発表

#### 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を住居者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

#### 2 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。特別警報・警報・注意報の種類と発表基準は、次のとおりである。

[福井地方気象台が発表する警報の種類と発表基準]

発表官署 福井地方気象台

越前町	府県予報区	福井県
	一次細分区域	嶺北
	市町村等をまとめた地域	嶺北北部

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

種 類		発 表 基 準
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。（別表2） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。（別表2）
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上と予想される場合。
	高潮警報	台風や低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。（別表3）
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表4） ・指定河川洪水予報による基準（別表4）

種 類		発 表 基 準
注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）が基準以上と予想される場合。（別表5） ・土壌雨量指数（※2）が基準以上と予想される場合。（別表5）
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、福井地方気象台または敦賀特別地域気象観測所の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が30%以下になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、または海上で500m以下になると予想される場合
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が発生するおそれのあるときで、次の条件に該当する場合である。 最低気温が3℃以下と予想される場合。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 7～8月の日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続すると予想される場合。

		12～3月の最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-10℃以下と予想される場合
	波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上と予想される場合。
	高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる。警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・潮位（標高）が基準以上と予想される場合。 （別表6）
	洪水 注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数（※1）と流域雨量指数（※3）が共に基準以上と予想される場合。（別表7） ・指定河川洪水予報による基準（別表7）

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
	大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨特別警報に同じ。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
	高潮特別警報	一般の利用に適合する高潮特別警報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

（注）

1. 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

（別表1）

2. 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。  
なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測

した市町は土壌雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の7割とする。

3. 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除または更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

※2 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

※3 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※4 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

### 3 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

### 4 気象情報

#### （1）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象区域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害および低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(6) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

(8) 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

[気象警報等発表時における町や町民の対応例]

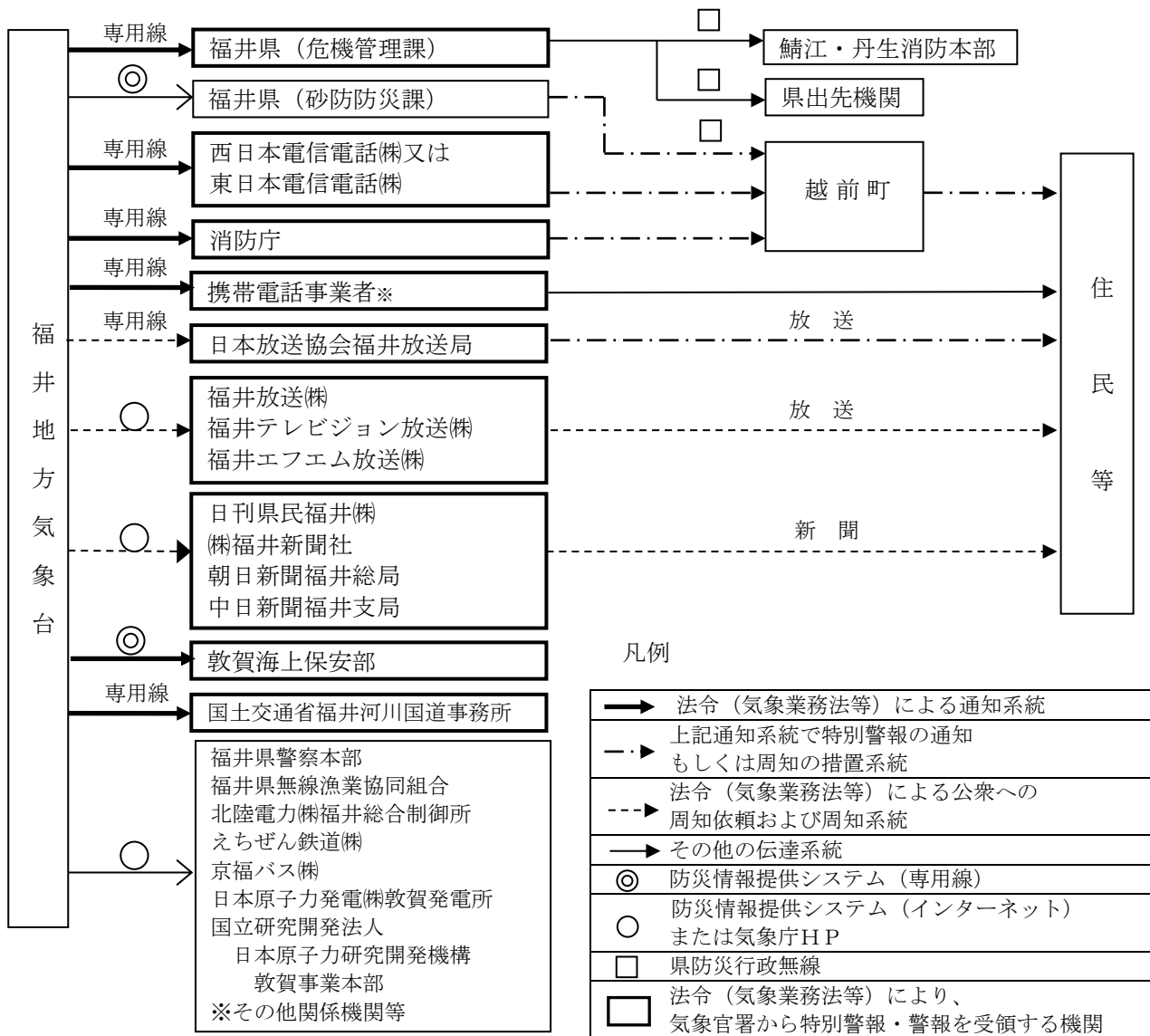
気象警報等の種類	[現象の種類] 大雨（土砂災害・浸水害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪	町の対応	町民の行動
特別警報 (特大な災害の起こるおそれ それが著しく大きい) 警戒レベル5相当	土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに最善を尽くして身を守るよう町民への呼びかけ</li> <li>・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの町民への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに命を守る行動の実施（避難所への避難、又は外出することが危険な場合は家の中で安全な場所に留まるなど）</li> </ul>
警報 (重大な災害の起こるおそれ) 警戒レベル3～4相当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の呼びかけ</li> <li>・必要地域への避難指示)</li> <li>・応急対応体制の確立</li> <li>・必要地域への避難準備・高齢者等避難開始</li> <li>・避難場所の準備、開設</li> <li>・警報の町民への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早めの自主避難、又は町の指示等による避難</li> <li>・暴風警報については、安全な場所への退避</li> <li>・異常現象の町への通報</li> <li>・危険な場所へは近づかない</li> <li>・避難の準備</li> </ul>
注意報 (災害の起こるおそれ) 警戒レベル2相当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒すべき区域の巡回</li> <li>・注意呼びかけ</li> <li>・気象情報や雨量の情報収集</li> <li>・連絡体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用持出品の点検</li> <li>・避難場所の確認</li> <li>・窓や雨戸など家の外の点検</li> <li>・テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ等からの最新の気象情報の入手</li> <li>・気象情報への注意</li> </ul>



5 特別警報・警報・注意報等の伝達

特別警報・警報・注意報等の伝達経路は次に示すとおりであり、町は、暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報は、直ちに町民等に周知する。特に、特別警報は、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに町民等に周知する。また、町は災害の予告に当たる重要な気象情報を、町民の自主避難の参考となるよう、速やかに町民等へ伝達する。

[特別警報・警報・注意報の伝達先及び伝達系統]



※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

- 福井地方気象台は、気象業務法（昭和27年法律第169号）に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切替又は解除したとき、専用通信設備又は加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を講じる必要のある機関へ速やかに伝達する。ただし、西日本電信電話（株）及び東日本電信電話（株）への伝達は、特別警報・警報のみとする。
- 県は、通知された特別警報を、県防災行政無線等により直ちに町に通知するとともに、鯖江・丹生消防本部及び県の出先機関等に伝達する。
- 県は、通知された警報等及び災害の予告に当たる重要な気象情報を、県防災行政無線等により直ちに町、鯖江・丹生消防本部及び県の出先機関等に伝達する。
- 町は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、特別警報、警報等にあつては直ちに、災

害の予告に当たる重要な気象情報にあつては速やかに、町民及び所在の官公署等に周知する。

- (5) 敦賀海上保安部は、通知された事項（海域及び船舶交通に影響を与える特別警報・警報のみ）を航行中及び入港中の船舶に周知する。
- (6) 西日本電信電話（株）又は東日本電信電話（株）は、通知された事項（特別警報・警報のみ）を、一般の通話や電報に優先して、町に伝達する。
- (7) 放送機関は、通知された事項を、あらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知する。
- (8) その他の関係機関にあつては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知する。

#### 6 町民への周知

町は、予警報の伝達に際し、必要に応じて、予想される事態とそれに対してとるべき措置を町防災行政無線や広報車等を利用して町民に周知する。また、状況に応じて自主防災組織や社会福祉協議会と連携し、要配慮者に配慮した広報を行う。

## 第2 消防法による火災気象通報及び火災警報

### 1 火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第1項の規定に基づき、その状況を県に通報する。通報を受けた県は、県防災行政無線等により、速やかにこれを町に通報する。

### 2 火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県内市町を対象とし、「乾燥注意報」及び「強風注意報（陸上）」の基準のいずれかを満たしたときとする。

- (1) 実効湿度 65%以下で最小湿度 30%以下になる見込みのとき。
- (2) 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき。  
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

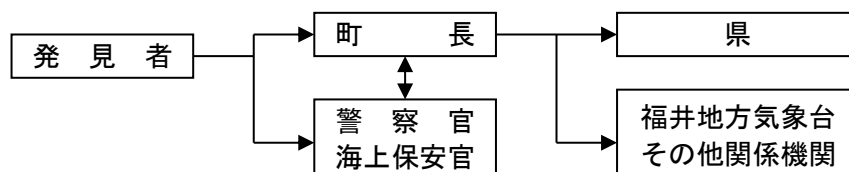
### 3 火災警報

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発する。

## 第3 異常現象発見者の通報義務

### 1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官等に通報し、町長は速やかに県、福井地方気象台及びその他の関係機関に通報する。



### 2 町長が県、福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき
- (2) 竜巻、強いひょうがあつたとき
- (3) 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があつたとき

## 第4 福井地方気象台への協力

町は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力する。

### 1 福井地方気象台に通報を要する事項

- (1) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (2) 町に災害救助法が適用されたとき。

### 2 福井地方気象台の照会により通報する事項

- (1) 町の自然災害による被害状況

- (2) 気象官署以外の気象観測資料
- (3) 河川の水位、流量の観測資料
- (4) 潮位、波浪の観測資料
- (5) その他

(別表1) 気象特別警報の指標

要因	指標
雨（土砂災害）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村毎に大雨特別警報（土砂災害）を発表します。
雨（浸水害）	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に特別警報（浸水害）を発表します。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

雪に関する各地の50年に一度の値一覧

地点	積雪深さ（cm）
福井	166
敦賀	153
武生	121
大野	240
九頭竜	328
今庄	250
小浜	98

- (注) 1. 50年に一度の値は、統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。  
2. 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(別表2) 大雨警報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
嶺北北部	越前町	14	105

(別表3) 高潮警報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	潮位 (m)
嶺北北部	越前町	1.3

(別表4) 洪水警報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	越前町	天王川流域=19.6, 和田川流域=8.2,	天王川流域 = (5, 17.6)	九頭竜川水系日野川中流 [糺橋]

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。
- (2) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(別表5) 大雨注意報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
嶺北北部	越前町	6	67

(別表6) 高潮注意報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	潮位 (m)
嶺北北部	越前町	0.7

(別表7) 洪水注意報基準 (抜粋)

市町をまとめた地域	市町名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	越前町	天王川流域=15.6, 和田川流域=6.5, 越知川流域=8.7, 織田川流域=6.1	天王川流域 = (5, 15.6) 越知川流域 = (5, 8.7)	—

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。
- (2) 洪水の欄中、「○○川流域 =30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

## 第4節 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）並びに県水防計画に基づき、洪水又は高潮による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減することで公共の安全を保持することを目的とする。

### 第1 水防の責任

#### 1 町の責任

水防法並びに県水防計画に基づき、管理区域内における水防体制と、組織の確立強化を図り、区域内における水防を十分に果たす。（水防法第3条）

#### 2 町民の責任

町民は、水防管理者及び鯖江・丹生消防組合より出動を命じられたときは、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、町の管理区域に居住する者は、常に気象状況、増水状況等に注意し、水害が予想されるときは、進んで水防に協力しなければならない。（水防法第24条）

### 第2 水防区域

水害のおそれがあると認められる河川及び海岸のうち、重要水防箇所指定される区間は次のとおりである。

[重要水防箇所]

河川名	延長	区 域	重 要 度		級	適 用
			A	B		
織田川	2,400m	越前町織田	—	右 1,200m 左 1,200m	1	堤防高
和田川	10,600m	越前町佐々生～越前町田中	—	右 5,300m 左 5,300m	1	堤防高
天王川	7,600m	越前町内郡～越前町乙坂	—	右 3,700m 左 3,900m	1	堤防高
天王川	500m	越前町江波	—	左 500m	1	堤防高
天王川	1,400m	越前町乙坂～福井市清水山町	—	左 1,400m	1	堤防高

### 第3 水防組織及び機構

#### 1 水防実施本部

町長は、水防活動に関する予警報の通知を受けたときから洪水又は高潮による危険が解消するまでの間、防災安全課に水防実施本部を設け、その事務を処理する。

#### 2 消防機関との連携

町は、鯖江・丹生消防組合及び消防団の協力を得て水防活動を実施する。

#### 3 実施本部機構及び所掌事務

水防実施本部の機構及び所掌事務は、一般災害対策計画の災害対策本部組織体制及び事務分掌を準用する。

## 第4 水防情報の伝達

### 1 気象・水防予警報の伝達

町長は、福井地方気象台から水防活動に関する予警報の通知を受けたとき、水閘門等管理者及び町民に対し、その旨の周知徹底を図る。

### 2 水位の通報

町長は、洪水のあることを自ら知り、又は水防活動に関する予警報の通知を受け、かつ施設等が決壊等の損傷を受けたとき、丹南土木事務所に通知する。

## 第5 水防配備体制

### 1 水防実施本部員の体制

水防実施本部の体制は次の内容とし、必要要員、作業内容、その他の詳細は越前町水防計画に定めるものとする。また、注意体制及び警戒体制は防災安全課長の指令により、活動体制及び非常体制は町長の指令により行う。

災害レベル	配備体制	配備基準	内容
レベル1	注意配備体制	大雨、洪水、高潮のいずれかの注意報が越前町に発表された場合	少人数で情報収集と連絡活動を行い、事態の推移により直ちに招集その他の活動ができる配備体制
レベル2	警戒配備体制	① 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が越前町に発表された場合 ② 基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合	水防事態が発生した場合、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる配備体制（危険箇所の巡視等）
レベル3	活動配備体制	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがある場合	必要要員をもって水防活動に当たる配備体制
レベル4	非常配備体制	① 基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）を超え、さらに上昇するおそれがある場合 ② 広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	所属人員の全員をもって水防活動に当たる完全な配備体制
レベル5	—	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超え、さらに上昇するおそれがある場合	

### 2 出動準備・警戒配置の指示

水防管理者は、次の事象を覚知したとき、水防団及び鯖江・丹生消防組合に対して出動準備、又は警戒配置を指示する。なお、警戒配置を指示した場合は、直ちに水防本部（県）へ状況を報告する。

#### (1) 出動準備

- 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要を予測するとき。
- その他気象状況により、高潮の危険が予測されるとき。

#### (2) 警戒配置

- 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- 潮位が上昇し、気象状況等により危険を認めるとき。

## 第6 警戒区域の設定

水防団及び鯖江・丹生消防組合は、迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りの禁止、その区域からの退去等の指示を行う。

## 第7 水防活動

災害が発生し、浸水が予想される場合若しくは被害が発生した場合に、町は、所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

### 1 出水危険箇所等の巡視、点検

災害の発生に際しては、直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

### 2 出水時の対策

出水時の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、越前町水防計画に準拠して水防活動を実施する。

所 管	総務対策部, 民生対策部, 建設対策部, 関係機関
-----	---------------------------

## 第5節 土砂災害警戒活動

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるため、危険が迫る前に十分な対策を実施するための災害応急対策を定める。

### 第1 災害原因の情報収集・伝達

町及びその他関係機関は、緊密な連携の下に災害情報の収集に努め、特に、大雨注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報等の伝達・周知については、各危険地域等を所管する関係機関への徹底を図る。

#### 1 現地状況の把握

町、鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。また、広域的な大規模災害が発生した場合、県と連携し、斜面判定士による危険状況の把握に努める。

#### 2 降雨・積雪状況の把握

降雨・積雪の状況は、所管施設で自らが観測するとともに、アメダス、テレメーター等の記録も活用して町域の気象状況を把握する。

#### 3 土砂災害警戒情報の周知

町は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに県と福井地方気象台が連携して作成、共同発表する土砂災害警戒情報を町民に周知するとともに、併せて提供される土砂災害警戒情報を補足する情報を参考情報として、避難指示等の発令対象地域を特定する。

なお、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げが実施されることに留意する。

#### 4 土砂災害緊急情報の周知

町は、重大な土砂災害が急迫している状況において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、国又は県が実施する緊急調査の結果を受け、適切に町民への避難指示の判断等を行うとともに、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を町民へ周知する。

### 第2 警戒体制の確立

町は、時機を失することなく、あらかじめ定める各危険地域における基準に基づき、速やかに警戒体制を確立する。ただし、急傾斜地崩壊危険区域については次の要領で警戒体制をとる。

[急傾斜地崩壊危険区域における警戒体制]

災害レベル	配備体制	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日まで降雨がない場合
レベル2	第1警戒配備体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき。	当日の日雨量が80mmを超えたとき。	当日の日雨量が100mmを超えたとき。
	第2警戒配備体制	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき。

備考：1) 第1警戒配備体制においては、危険区域の警戒巡視、町民に対する広報等を実施する。

2) 第2警戒配備体制においては、町民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じて、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条第1項に規定する事前措置、同法第60条第1項に規定する避難の指示等の処理を実施する。ただし、降雪時、融雪時、災害時及び地すべり等発生時は別途考慮する。



## 第3 避難活動

### 1 避難の指示

#### (1) 町長

町長は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のために必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域の町民に対し、避難のための立退きを指示する。

#### (2) 警察官

警察官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、当該危険地域の町民に対し避難のための立退きを指示する。

#### (3) 避難の指示を行った者は、関係機関に通知する。

### 2 関係町民への周知

町長が避難の指示を行う場合は、当該危険地域の町民に次の事項の周知徹底を図る。

- 避難場所
- 避難経路
- 避難時の注意事項

### 3 避難者の誘導及び避難所の開設

避難者の誘導及び避難所の開設は、本章第9節「避難計画」の定めるところによる。

## 第4 救助活動

町及び鯖江・丹生消防組合は、土砂災害による被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。また、土砂災害が発生した場合は、鯖江警察署と連携し、死傷者及び要救出者の確認とその救出救助に当たるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等所要の措置をとる。

## 第6節 雪害対策計画

積雪時において道路等の除雪を行い、交通・輸送を確保し、民心の安定と産業活動の維持を図る。

### 第1 大雪、暴風雪等の発生に備えた災害初動体制の確立等

#### 1 総合的な防災体制の確立

町は、国、県、関係機関及び町民と連携し、総合的な防災体制の確立を図る。大雪、暴風雪等により、大きな被害が予測される場合においては、各機関に事前に情報連絡要員を派遣するなど連携を強化し、救援及び要救助者の位置情報提供等の要請等を迅速かつ的確に行えるようあらかじめ体制を整備する。

なお、大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、気象情報、注意報及び警報を活用して、職員の参集等による災害即応体制を確保した上、早めの対応をとる。

#### 2 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

町は、気象庁が発表する大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報、風雪注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等や降積雪の状況等に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を町民その他必要な連絡先に伝達し、大雪、暴風雪等が予想される場合等に外出を避けること等について注意喚起する。また、情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールに加え、マスメディアとの連携や広報車、インターネット（町ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段を活用する。

#### 3 適切な道路管理及び交通対策

町は、集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等における早期通行止めによる連鎖的滞留の防止、道路管理者相互や関係機関の間で通行止めの措置や除排雪状況等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施する。また、なだれ防止施設等の巡視・点検の徹底により、道路交通の安全確保を図る。

さらに、降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性があるときは、必要に応じて、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じる。

#### 4 関係業界との連携

町は、大雪に対する除排雪の担い手確保のため、関係業界と連携し、広域的な除排雪体制の整備を推進する。

### 第2 除雪計画

#### 1 除雪対策協議事項

町及び関係機関は、総合的かつ計画的な除雪の実施を図るため、毎年降雪期前に関係者が参集し、次の事項について協議する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 除雪区間</li><li>○ 除雪作業基準</li><li>○ 機械、人員等の借上に伴う料金の調整</li></ul> |
|---|

#### 2 除雪責任者

越前町：町道及び主要道路

#### 3 除雪要領

除雪は、都市整備課に配備された除雪機械並びに民間委託業務及び借上機械により実施し、具体的な除雪計画は、あらかじめ越前町除雪計画で定める。

##### (1) 道路除雪の方針

交通量並びに路線の性格を勘案し、除雪実施路線を越前町除雪計画であらかじめ定めて実施する。また、除雪に当たっては、1車線幅員確保を原則とし、適宜、待避所を設ける。

(2) 除雪出動計画の基準

体制	降雪の状況
準備体制	気象情報等により降雪が10cm以上予想される場合
平常体制	積雪深が10cm以上ある場合で、警戒体制に移行するまで
警戒体制	積雪量が60cmを越え、今後一昼夜の降雪量が50cmを越えると予想される場合で、雪害対策本部の設置があるまで
雪害対策本部設置	積雪量が100cm以上に達し、さらに異常降雪が予想される場合

(3) 除雪作業

除雪作業は、町有スノーローダー、ブルドーザー及び民間除雪機械の借上によって実施する。

① 除雪工

新雪除雪は、積雪10cm程度に達した場合に作業を直ちに開始し、新雪を遠くに飛散させ、次回の除雪作業を有利にする。また、日中気温の上昇を見計らい、圧雪された雪を除去して交通安全の確保を図る。

② 運搬排雪工

幅員の狭小な道路や交差点において運搬排雪作業をする場合、沿道状況、交通量、気象条件、雪捨て場、町民の協力等を勘案して行う。

③ 路面凍結防止工

路面凍結防止作業は、低温による路面凍結が予測される場合に実施する。

(4) 民間機械の調達

除雪作業は町有除雪機械と民間からの借上機械によって行うことから、出動に当たっては、実施部長の承認を受けた機種を調達する。

(5) 協力体制の確立

各区長、交通指導員及び消防団との密接な連携の下、町民の自主的な協力を依頼して除雪や排雪作業を実施する。

### 第3 雪害対策本部の設置及び廃止

1 雪害対策本部の設置

町長は、積雪量が100cm以上に達し、さらに異常降雪が予想される場合、状況を判断して雪害対策本部を設置する。

なお、この時の職員の動員配備体制は、一般災害対策計画の「災害対策本部設置体制」に準じるものとする。

2 雪害対策本部の廃止

町長は、堆雪処理その他除雪対策の措置がほぼ終了したと認めるとき、又は災害対策本部に移行したとき、雪害対策本部を廃止する。

### 第4 雪害対策

1 なだれ対策

なだれが発生又は発生するおそれがあり、かつ人命の危険があるとき、町長は、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合等に出動を依頼し、なだれの排除工作又は警戒に当たる。また、避難の必要を認めた場合、関係地域の町民に対して避難指示を行う。

2 融雪対策

(1) 積雪時の気温上昇や降雨により、融雪によるなだれや増水等で被害が発生するおそれがあるとき、気象情報等を速やかに収集し、被害を防止する。

(2) 融雪水により河川が増水し、水防上危険な状態に至ったとき、越前町水防計画に定める警戒及び防御に当たる。

### 3 建物保全対策

#### (1) 雪下ろし

雪下ろしなどの除雪作業に当たっては、積雪の量や密度を考慮して広報するとともに、できる限り集落単位等の一斉作業の協力を求め、道路等への堆雪は指定の雪捨場へ排除する。

#### (2) 安全対策

雪下ろしなどの除雪作業に当たっては、建物附属施設（ガス、水道、通信回線等）の保全や転・滑落等の危険防止を広報する。

#### (3) 家屋倒壊

積雪により家屋倒壊の危機が予想されるとき、町は、雪下ろし等の除雪が未処置の家屋に対しては、関係機関を通じて指導を行う。ただし、除雪等の実施が極めて困難な家屋（一人暮らし老人等）に対しては、適切な処置を講じる。

なお、家屋の倒壊が発生し、かつ、人命救助の必要がある場合、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合等の協力を得て救助に当たる。

### 4 排雪対策

(1) 町は、屋根の雪下ろしや道路の除雪で生じた堆雪について、集落ごとに協力して早期排雪に努めるよう、各区長を通じて協力を求める。

(2) 毎年の雪捨場は、越前町除雪計画において定める。

## 第5 生活関連対策

### 1 食料物資確保対策

町は、町民の生活に必要な物資のうち、生鮮食料品等の緊急を要するものは、各関係機関に協力を求めて物資の輸送及び流通の確保を図る。また、異常買占めを防ぐなど物価の高騰を防ぐ措置を講じる。

### 2 ごみ収集対策

(1) 積雪が多量な場合、収集場所の変更又は収集の一時中止を行う。

(2) ごみ収集の不能地域は、収集を再開するまで家庭内に保管するよう協力を求める。

### 3 し尿収集対策

(1) し尿の汲み取りは、降雪の前に済ませるよう指導する。

(2) 積雪時のし尿汲み取りは、道路の積雪状況に応じて行う。

### 4 ガス・水道・下水道対策

各施設の災害応急対策計画に定めるところによる。

## 第6 避難誘導等

### 1 避難体制の整備

町は、積雪、融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を推進するとともに、なだれ災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努める。

### 2 事前避難の実施

町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、地域住民等に対して避難指示等を発令するとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施する。町民への避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努める。

地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、指定避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

3 要配慮者への対応

町は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たって、要配慮者に十分配慮するよう努める。

## 第7節 暴風・竜巻等災害応急対策計画

暴風・竜巻等による被害を最小に止めるため、関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

### 第1 災害情報の収集・伝達

町は、県をはじめ関係機関と緊密に連携し、災害情報の収集に努める。また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の伝達・周知について、関係機関に徹底を図る。

### 第2 町民の安全確保

町民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

### 第3 災害応急対策の実施

町及びその他の機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やがれき撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

## 第8節 ライフライン・交通施設の警戒活動

### 第1 ライフライン事業者

ライフライン事業者は、気象情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて次のような警戒体制をとる。

#### 1 上水道、下水道（町）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

#### 2 電力（北陸電力(株)）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

#### 3 電気通信（西日本電信電話(株)福井支店・(株)NTTドコモ北陸・KDDI(株)・ソフトバンクモバイル(株)（地域総務部（北陸））・ソフトバンクテレコム(株)（地域総務部（北陸）））

- (1) 気象情報による台風の接近又はその地域における各種警報の発表等、災害にかかわる情報の積極的な収集及び必要な情報の伝達
- (2) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- (3) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- (4) 重要回線・設備の把握、各種措置計画の点検等の実施
- (5) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- (6) 防災のために必要な工事用車両及び資機材の準備
- (7) 電気通信設備等に対する必要な措置
- (8) その他安全上必要な措置

#### 4 町及びCATV事業者

- (1) 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

### 第2 交通施設管理者

交通施設の管理者は気象情報等の収集に努め、必要に応じ、警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するための適切な措置を講じる。

#### 1 道路施設（町、県、鯖江警察署等）

- (1) 定められた基準により、通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等の適切な措置を講じる。

#### 2 漁港施設（町及び県）

- (1) 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講じる。
- (2) 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所に避難誘導する。

所 管	各対策部, 関係機関
-----	------------

## 第9節 避難計画

災害時において、危険地域にいる町民、児童・生徒等を避難させ、人的被害の軽減を図る。

### 第1 避難情報の種類

種類	内容等	警戒レベル	発令時の状況	町民に求める行動
高齢者等避難		警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮警報が発表されるなど、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難指示		警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表されるなど、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、緊急に避難する。</li> <li>緊急指定避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う。</li> </ul>
緊急安全確保(※)		警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害の発生または切迫した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> </ul>

### 第2 実施責任者及び基準

#### 1 避難の準備情報、指示

風水害に関する情報が発表され、建物被害や土砂災害等による被害が発生、又は発生のおそれがある場合、町長は、町民等に対し、生命及び身体の安全を確保するため、避難の指示を行う。

なお、避難の指示の実施責任者等は、次のとおりであり、町においては、町長が不在又は本部長としての職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。

[避難指示等の実施責任者等]

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
	避難のための立退きの準備その他の措置	町長 [災害対策基本法第56条]	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	<p>避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。</p> <p>【水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等</li> </ul> <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき等</li> </ul>



避難の指示	町長 [災害対策基本法第60条]	立退きの指示 及び立退き先 の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等 【高潮】 ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき等
	知事およびその命を受けた職員 [水防法第29条]	立退きの指示	洪水・津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 [地すべり等防止法第25条]	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	立退きおよび立ち退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 [自衛隊法第94条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	町長 (災害対策基本法60)	緊急安全確保措置（高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等）	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【水害】 ・河川水位が氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。等 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。等 【高潮】 ・高潮氾濫発生情報が発表されたとき。等
	知事およびその命を受けた 県職員水防管理者 (水防法29)	緊急安全確保措置（屋内での待避等）	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	緊急安全確保措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

## 2 避難指示等の判断基準の策定

町は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するものとする。この場合、雨量及び河川の水位（氾濫危険水位（危険水位）、避難判断水位（特別警戒水位））、土砂災害警戒情報等の形式的判断基準を導入して策定した「越前町避難指示等の判断基準・伝達マニュアル」に基づき避難の指示等を行う。また、町は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

県は、市町の避難情報発令や住民の主体的な避難行動の判断基準を提供するために、県管理河川に水位計や河川監視カメラを整備し、雨量や土砂災害警戒情報等とあわせ、インターネット等で公表する。

## 第3 避難の周知

町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時機を失することなく避難指示を発令するものとし、避難指示および災害発生情報を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して町民に伝達し、避難準備・高齢者等避難開始を発令するなどにより、円滑な避難に努める。また、町は、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

## 1 避難のための立退きの準備その他の措置

町は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示等を実施する必要が予想される場合、危険が予想される地域の町民に事態の周知を図り、避難するための準備を指示する。

なお、避難のための立退きの準備その他の措置に関するの伝達事項は、指示者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品及び避難方法とする。

## 2 町民への避難指示の周知

## (1) 伝達方法

町は、町民への避難指示の伝達をCATV、町防災行政無線、広報車、サイレン等多様な情報伝達手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。この場合、報道機関に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報伝達手段の整備・確保に努める。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

## (2) 伝達内容

伝達内容は次の事項とするが、町は、避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である町民が生命に係る危険であることを直感的に認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

- 災害発生情報
- 避難指示の実施者
- 避難指示の理由
- 対象となる地域（地区名等）
- 避難先、避難経路等
- その他注意事項

## 3 県への報告

避難のための立退きを指示した場合、町は、次の事項について知事（危機管理課）に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は直ちにこれを公示し、知事（危機管理課）に報告する。

- 災害発生情報
- 避難指示の理由
- 避難指示を行った地域
- 世帯数及び人員
- 立退き先

## 4 避難指示等の助言

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

## 第4 避難の方法

### 1 避難の準備

町は、避難の準備について、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難に関しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は、盗難等の予防に十分備えること。
- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (4) 避難者は3食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、懐中電灯、救急用品（薬品等）、ラジオ等を携帯すること。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名等を記入したもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とするが、素足は避け、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用し、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯すること。
- (7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。
- (8) 上記（1）～（7）のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出」の表示をした袋類に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

### 2 避難誘導

- (1) 避難、立退きを安全かつ迅速に行うため、誘導責任者を当該地域の区長（不在の場合はその定めたもの）とする。また、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員、消防団員等をもって充て、関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難に当たっては、避難行動要支援者を優先し、適切な避難誘導を行う。

### 3 避難路

町は、避難路を事前に検討し、その安全を確認する。また、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

### 4 防災上特に重要な施設の避難

学校、病院、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。また、避難誘導に当たって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は、町に避難誘導の応援を要請し、町は自主防災組織等に協力を依頼する。

#### (1) 情報の収集

学校、病院、社会福祉施設等の職員は、速やかに被害状況等の情報収集に努める。

#### (2) 避難誘導活動

- ① 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。
- ② 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。

#### (3) 避難行動要支援者の避難所（福祉避難所）の確保

避難行動要支援者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む。）を確保する。

- 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- 医療機関との連絡体制の確保
- 関係機関との連絡体制の確保
- 家庭との連絡体制の確保

## 第5 避難所の開設と被災者の受入れ

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その災害の様態に応じ原則としてあらかじめ定めた避難所の施設管理者に避難所の開設を指示し、避難所を開設する。

避難所の開設及び管理運営は、2編第2章第13節「避難所の開設・運営計画」の定めるところによる。

## 第6 広域避難

### (1) 応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議は、その定めるところにより行う。

### (2) 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

## 第7 警戒区域の設定

### 1 実施責任者及び基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次のとおりである。

#### [警戒区域の実施責任者及び基準]

実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
町 長 [災害対策基本法第63条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知 事 [災害対策基本法第73条]	同 上	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警 察 官 [災害対策基本法第63条]	同 上	同 上
自 衛 官 [災害対策基本法第63条]	同 上	同 上
消 防 長 又 は 消 防 署 長 [消防法第23条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。
警 察 署 長 [消防法第23条の2]	同 上	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消 防 吏 員 又 は 消 防 団 員 [消防法第28条、第36条]	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。

<p>警察官 [消防法第28条, 第36条]</p>	<p>同 上</p>	<p>前記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。</p>
--------------------------------	------------	---

注) 警察官は、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

町長は、警戒区域の設定について鯖江警察署等と連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは、警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、自主防災組織等の協力を得て、町民の退去を確認するとともに、防犯・防火の警戒を行う。

